

『高齢者のどんな施設があるのか？』

今月は 社会福祉士 畑山 賢二です

～利用するにはどんな要件があって、どこに手続きしたらいいのか？～

施設には、次のようにさまざまな種類と利用に伴う制度・法律上の要件もあります。

今回は在宅生活や在宅介護が大変になった場合を想定して、次のとおり各施設について説明いたします。

	施設の種類	概要	留意事項
介護 保険 法 (利用契約)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	利用要件：「要介護1」以上の方。 要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話などを行う施設。 かみのくに荘、えさし荘、あっさぶ荘、おとべ荘 など	○介護認定を受け要件に該当すれば利用できます。 ○申し込みは直接施設へ行きます。
	介護老人保健施設	利用要件：「要介護1」以上の方。 要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療並びに日常生活上の世話などを行う施設。 カタセールえさし（江差町）、いさりび（木古内町） など	○利用は基本的に申込順ではなく入所の必要性の高い方から優先して入所になります。
	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (ケアハウスなど)	利用要件：「要介護1」以上の方。 少人数の入居者に対し、年齢や家庭環境により独立した生活に不安があり、家族による援助が困難な方を対象とした施設。 ケアハウスかもめ荘（江差町） など	○利用料は施設ごとに、また利用者の要介護度や収入の状況等によって異なります。直接施設に確認ください。
	■認知症対応型共同 生活介護 (グループホーム)	利用要件：「要支援2」以上の方。 認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中で認知症の進行を緩和し、共同生活を送りながら、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話などを行う施設。 グループホーム勝山、グループホームおだやか など	※左の(■)がついている施設は、原則として、 <u>住んでいる町にある施設の利用となります。</u>
	老人福祉法 (措置)	養護老人ホーム 注意! ※介護保険施設などと違い、単に「入りたい」などの理由で利用する事はできず、利用要件に該当し、その必要性について判定委員会で決定されることにより「行政措置」として利用する施設です。 ひのき荘（江差町） など	○判定委員会の結果に基づき、市町村が措置決定します。

※この他にもありますが、上ノ国町近隣で現在利用率の高い施設のみ参考掲載しております。

ご不明な点などがあれば、上ノ国町役場 保健福祉課 地域包括支援センターまでご連絡ください。

